

化学肥料低減定着対策事業：御前崎市の対象取組一覧

※農業者：御前崎市に住所又は所在地のある農業者 ※畜産業者：御前崎市に住所又は所在地のある畜産業者

取組番号	取組の名称	取組内容	要件	交付対象者	交付単価	取組実績の確認方法
1	土壌・生育診断の推進支援	農業者が、土壌診断又は生育診断を行うサービス提供事業者と同サービスの利用契約を締結した場合、契約料金の一部を支援。	・令和5年6月1日以降に契約し、12月末日までにサービスを提供されたもの	農業者	契約料金の1/2以内	・契約書 ・領収書又は請求書 (サービスを契約したこと、契約期間、契約日、契約額が確認できる書類)
2	土壌分析体制の強化支援	土壌分析を行う事業者(以下「土壌分析事業者」という。)が、農業者向けの分析点数の拡大を図るため、分析機器を購入(リース導入を含む。以下同じ。)した場合、購入費用の一部を支援。	・過去の実績よりも御前崎市内における 分析点数を拡大する計画 を作成すること ・分析機器は、上記計画の実現に資するもの ・分析機器は、令和5年6月1日以降に売買契約又はリース契約し、12月末日までに納品されたもの	土壌分析事業者	分析機器の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内	・契約書 ・領収書又は請求書 (分析機器を購入したこと、契約日、納品日、購入額が確認できる書類) ・導入した分析機器の市内利用者名簿
3	堆肥等の利用拡大支援	農業者が、堆肥等の散布を行う事業者と堆肥等の散布契約を締結した場合、契約料金の一部を支援。	・次のいずれかの堆肥等 堆肥：肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの 汚泥肥料：肥料法に基づく普通肥料の汚泥肥料 その他：動植物質を原料とする肥料又は国内で発生する化学肥料代替となる肥料 ・令和5年6月1日以降に契約し、12月末日までに堆肥等の散布を行ったもの	農業者	堆肥等散布： 4,000円/t	・契約書 ・領収書又は請求書 (堆肥等の散布を契約したこと、堆肥等の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類)
4	耕畜連携の拡大支援	【堆肥散布】 農業者が、堆肥散布を行う事業者と堆肥の散布契約を締結した場合、契約料金の一部を支援。	・対象堆肥：肥料法に基づく特殊肥料のうち、国内で発生したわら、もみから、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの ・令和5年6月1日以降に契約し、12月末日までに堆肥の散布を行ったもの	農業者	堆肥散布：4,000円/t	・契約書 ・領収書又は請求書 (堆肥の散布を契約したこと、堆肥の散布量、契約日、散布日、契約額が確認できる書類)
		【稲わら等供給】 畜産業者が、上記の堆肥散布を行う耕種農家が生産した稲わら等の供給契約を、稲わら等を供給する事業者との間で締結した場合、当該契約に要する費用の一部を支援。	・対象稲わら等：上記の堆肥散布を行う耕種農家が生産したもの ・農業者に堆肥の原料を供給する畜産業者であること ・令和5年6月1日以降に契約し、12月末日までに稲わら等の供給を行ったもの	畜産業者	稲わら等供給： 2,000円/t	・契約書 ・領収書又は請求書 (①稲わら等の供給を契約したこと、稲わら等の供給量、契約日、供給日、契約額が確認できる書類、 ②供給された稲わら等が同取組の堆肥散布を行う耕種農家が生産したものであることが分かる書類、 ③地域内の耕種農家に堆肥の原料を供給する畜産農家であることが分かる書類)
5	国内資源活用肥料の利用拡大支援	農業者が、以下の要件を満たす堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料(以下この取組個票において「対象肥料」という。)を購入した場合、その購入量に応じて、購入額の一部を	次の全てに該当する肥料 ・ペレットなど粒状に成形されているもの ・国内資源の含有量が100%のもの ・令和5年6月1日以降に売買契約し、12月末日までに納品されたもの	農業者	200円/20kg	・注文書 ・領収書又は請求書 (対象肥料の売買契約を締結したこと、対象肥料の購入数量、契約日、納品日、購入額が確認できる書類)
6	堆肥等国内資源利用体制の強化支援	農業者に対して肥料の散布サービスを行う事業者(以下「散布サービス事業者」という。)が、対象肥料の散布面積の拡大に向けて、必要な散布機(ブロードキャスター、マニユアスプレッター等)を購入(リース導入を含む。以下同じ。)した場合に、当該費用の一部を支援。	・過去の実績よりも御前崎市内における対象肥料の 散布面積を拡大する計画 を作成すること ・対象肥料：堆肥等の国内資源のみを原料とする肥料やこれらを含む肥料 ・散布機は、上記計画の実現に資するもの ・散布機は、令和5年6月1日以降に売買契約又はリース契約し、12月末日までに納品されたもの	散布サービス事業者(農業者又は農業者の組織する団体を含む。)	散布機の購入又はリース導入に係る費用の1/2以内	・契約書 ・領収書又は請求書 (散布機の売買契約を締結したこと、契約日、納品日、購入額が確認できる書類) ・導入した散布機の市内利用者名簿
7	緑肥作物の作付拡大支援	農業者が、緑肥作物の種子を購入した場合、その購入量に応じて、購入額の一部を支援。	・対象種子は、令和5年6月1日以降に売買契約し、12月末日までに納品されたもの	農業者	対象種子の購入価格の1/2以内	・注文書 ・領収書又は請求書 (対象種子の売買契約を締結したこと、対象種子の購入数量、契約日、納品日、購入額が確認できる書類)
8	低成分肥料の利用拡大支援	農業者が、以下の要件を満たす低成分肥料銘柄を購入した場合、その購入量に応じて、購入額の一部を支援。	次の全てに該当する肥料 ・NPKの各成分値のいずれか一つ又は複数の合計値が、地域における慣行肥料と比べて5ポイント程度低い肥料銘柄 ・令和5年6月1日以降に売買契約し、12月末日までに納品されたもの	農業者	100円/20kg	・注文書 ・領収書又は請求書 (対象肥料の売買契約を締結したこと、対象肥料の購入数量、契約日、納品日、購入額が確認できる書類)

※上記書類で確認できない事項がある場合、その他必要な書類等を求める場合があります。